

独立行政法人海上災害防止センター 第二期中期計画

独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成20年4月1日から平成23年3月31日までの期間におけるセンターの中期目標を達成するための計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

センターは、佐世保、鹿児島の2箇所に支所を配置している。このうち佐世保支所については、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の受託業務(九州北部地区における防災資機材の維持管理業務)の終了に伴い廃止することとし、併せてセンター組織・定員の見直しを行う。

(2) 業務運営の効率化の推進

一般管理費(特殊要因経費を除く。)について、第一期中期目標期間の最終年度(平成19年度)比で9%程度に相当する額を削減する。

人件費(退職手当等を除く。)については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行う。

俸給表の見直し等、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

また、給与水準については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、その適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況をホームページ上で公表する。

事業費(防災費、HNS業務費、受託業務管理費(防災措置業務に限る。)及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度(平成19年度)比で3%程度に相当する額を削減する。

契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札の推進や情報公開の充実等により、競争性及び透明性を確保する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

(3) 関係機関等との連携の強化

民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 海上防災措置業務

センターは、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年

12月8日閣議決定)において、従来からの特定油(蒸発しにくい油)に加え、ガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質(以下「HNS」という。)の排出事故についても対応できるよう、防除資機材の保有や防除措置能力の確保が求められている。

このためセンターでは、平成18年2月に取りまとめられた「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等も踏まえ、これまでHNS防除体制の構築を図ってきたところであり、今後も引き続き、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として、次の業務を実施する。

海上防災措置業務の適時・適確な実施

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。

HNS防除体制の充実強化

HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防災措置実施者に対して「有害物質コース」(国際海事機関がICMに準拠)を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。

また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。

(2) 機材業務

排出油防除資材(全国33基地)及び油回収装置等(全国10基地)の維持管理に努めるとともに、これら機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度1回の訓練を行う。

(3) 海上防災訓練業務

訓練の重点化

「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。

特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。

訓練参加者の能力向上

訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施する。

また、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。

(4) 調査研究等業務

海上防災体制強化に資する調査研究の実施

過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。

成果の普及・啓発

調査研究の成果(受託研究を除く。)をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。

(5) 国際協力推進業務

国際協力業務の推進

過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のため

の措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。

訓練参加者の能力向上

海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施する。

また、訓練終了後に実施する試験の平均点が80点以上となるよう、分かりやすい講義を実施するとともに、試験結果が70点未満の者に対しては補習等を行い、能力の向上を図る。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）

平成20年度～平成22年度予算

（単位：百万円）

区 別	防災措置 業務勘定	その他 業務勘定	合 計
収入			
運営費交付金	0	0	0
施設費等補助金	0	0	0
受託・手数料収入	1,919	3,096	5,015
その他	64	184	248
目的積立金取崩収入	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	208	937	1,145
計	2,191	4,217	6,408
支出			
業務経費	0	0	0
施設整備費	0	0	0
受託経費	1,521	2,156	3,677
一般管理費	414	818	1,232
その他	0	44	44
繰越金	256	1,201	1,457
計	2,191	4,217	6,408

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【人件費の見積り】 期間中総額890百万円を支出する。

【運営費交付金の算出方法】 該当なし。

(3) 収支計画

平成20年度～平成22年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	防災措置 業務勘定	その他 業務勘定	合 計
費用の部	2,076	3,470	5,546
經常費用	2,076	3,468	5,544
防災費	271	0	271
防災業務管理費	137	0	137
HNS業務費	743	0	743
機材業務管理費	0	44	44
機材業務費	0	561	561
消防船業務費	0	1,023	1,023
消防船建造費	0	0	0
訓練業務費	0	398	398
調査研究業務管理費	0	9	9
調査研究業務費	0	116	116
受託業務管理費	369	5	374
指導助言費	0	0	0
一般管理費	414	818	1,232
減価償却費	141	495	636
財務費用	0	2	2
臨時損失	0	0	0
収益の部	2,112	3,511	5,623
運営費交付金収益	0	0	0
手数料収入	1,364	2,802	4,166
受託収入	556	295	851
寄付金収益	16	8	24
資産見返負債戻入	129	233	362
その他	48	176	224
臨時利益	0	0	0
税引前純利益(税引前純損失)	36	42	78
法人税、住民税及び事業税	0	6	6
法人税等調整額	0	0	0
純利益(純損失)	36	36	72
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益(総損失)	36	36	72

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(4) 資金計画

平成20年度～平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	防災措置 業務勘定	その他 業務勘定	合 計
資金支出	2,191	4,194	6,385
業務活動による支出	1,935	2,974	4,909
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	44	44
繰越金	256	1,178	1,434
資金収入	2,191	4,194	6,385
業務活動による収入	1,984	3,279	5,263
運営費交付金による収入	0	0	0
受託・手数料収入	1,919	3,096	5,015
その他の収入	64	184	248
投資活動による収入	0	0	0
施設費による収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	208	914	1,122

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. 短期借入金の限度額

排出油等防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

6. 剰余金の使途

剰余金は予定していない。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。

(2) 人事に関する計画

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員に対して研修・訓練を実施し、知識・技能の向上を図るとともに、適性に応じた部門に配置する。

[参考]

- 1) 期首の常勤職員数 29名
- 2) 期末の常勤職員数見込み 29名

(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の30第1項に規定する積立金の使途